⑾　本工事は、いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の観点から、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、重点的に監督・検査等の強化を行う試行工事である。

⑿　本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

⒀　総価契約単価合意方式の適用

ア　本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

イ　本方式の実施方式としては、

㋐　単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。㋑において同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）

㋑　包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）

があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、アの協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。

ウ　受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。

エ　その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。

⒁　本工事は、申請書及び資料の提出時に、積算に必要な見積書の提出を求め、予定価格に反映させる工事である。

⒂　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、新技術活用の促進を図るため、施工者が原則１技術以上の新技術を選定したうえで活用を図る新技術活用工事である。

⒃　本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

⒄　本工事は、受注者の発案によるカーボンニュートラルに資する取組を推進する「北海道インフラゼロカーボン」の試行対象工事である。

⒅　本工事は、週休２日による施工の対象工事である。受注者は契約後、週休２日による施工を行わなければならない。

⒆　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionの取組において、ＣＩＭ（Construction Information Modeling, Management）を導入することによって、ＩＣＴの全面的活用を推進し、建設生産プロセス全体でのＣＩＭモデルの活用による課題解決および業務効率化を図ることを目的として実施するＣＩＭ活用工事（発注者指定型）である。

⒇　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の対象工事（主たる工種が屋外作業）である。

(21)　本工事は、賃上げを実施する企業に対して、総合評価における加点を行う工事である。

２　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者又は当該者を構成員とする特定建設工事共同企業体。

なお、特定建設工事共同企業体については、北海道開発局長が別に公示する申請方法に基づき、特定建設工事共同企業体の資格審査を申請すること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る令和５・６年度一般競争参加資格の決定を受けていること。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。

⑶　北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した経営審査事項評価点数が、1,150点以上であること（上記⑵の再決定を受けた者にあっては、当該再決定の際に、経営事項評価点数が1,150点以上であること。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、経営事項評価点数が、1,100点以上であること（上記⑵の再決定を受けた者にあっては、当該再決定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　次に掲げる施工実績を有すること。

①　平成20年度以降、１級河川において次のア又はイの要件を満たす工事を元請けとして施工した実績を有すること。

ただし、ア及びイの工事については、鋼矢板を用いた二重締切を伴う工事とする。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

なお、施工実績が確認できる資料を添付すること。

ア　河川管理施設等構造令（以下「構造令」という）第６章に規定する水門で１門の最大径間長が10m以上の施工実績を有すること。

イ　構造令第６章に規定する堤防を横過して設置された継手を有する樋門又は樋管で、１連の内空断面積が10㎡以上の施工実績を有すること。

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、平成20年度以降に、１級河川において、次のア又はイの要件を満たす工事を元請けとして施工した実績を有すること。

ただし、ア及びイの工事については、鋼矢板を用いた二重締切を伴う工事とする。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合に限る。）。

なお、施工実績が確認できる資料を添付すること。

ア　構造令第６章に規定する水門の施工実績を有すること。

イ　構造令第６章に規定する堤防を横過して設置された継手を有する樋門又は樋管で、１連の内空断面が１㎡以上の施工実績を有すること。

なお、当該実績が北海道開発局、大臣官房官庁営繕部、地方整備局（旧地方建設局及び旧港湾建設局を含む。）及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注した工事に係る実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績がある場合は、国内工事の実績と同様に企業の同種工事の実績として評価対象とする。

また、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績以外の国外での施工実績により参加する場合、札幌開発建設部総合評価審査委員会における審査の結果、上記の施工実績として妥当と判断された場合、参加を認める。

⑹　本工事に係る施工計画が適正であること。

この施工計画の提出に当たって、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示された図面及び仕様書（以下「標準案」という。）の内容について、これと異なる施工方法等（以下「技術提案」という。）で施工しようとする場合は、その内容を示した施工計画を提出すること。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ただし、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結日までに当該工事に配置できること。

なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、２級以上の国家資格を有する主任技術者を配置すること。